

CANDEAL

株式会社キャンディル

証券コード：1446

第10回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年12月22日（金曜日）
午前11時（受付開始 午前10時30分）

場所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ
ソラシティカンファレンスセンター
1階 Room B

決議事項

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名
選任の件

証券コード 1446
2023年12月6日
(電子提供措置の開始日 2023年11月29日)

株 主 各 位

東京都新宿区北山伏町1番11号

株式会社キャンディル

代表取締役
社 長 **林 晃 生**

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.canddeal.co.jp/ir/irnews/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年12月21日(木曜日)の営業終了時刻(午後6時)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前11時（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ
ソラシティカンファレンスセンター 1階 Room B

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第10期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 監査等委員でない取締役4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
3. 総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2023年12月22日（金曜日）午前11時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2023年12月21日（木曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年12月21日（木曜日）午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

「次の画面へ」をクリック

次の画面へ

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください)

ログインID - - - (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

「ログイン」をクリック

ログイン

パスワード変更

3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



① ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本取締役候補者は、当社指名・報酬委員会の答申に基づく候補者であり、当社監査等委員会も候補者の決定手続きは適切であると判断しております。

候補者 番号	候補者氏名	性別	取締役 在任年数	現在の当社における 地位、担当	取締役会 出席状況
1	はやし あきお 林 晃生 再任	男性	8年8カ月	代表取締役社長	16回／16回 (100%)
2	ふじわら いずみ 藤原 泉 再任	女性	8年8カ月	取締役（管理管掌）	16回／16回 (100%)
3	おおaura よしみつ 大浦 善光 再任 社外 独立	男性	6年3カ月	社外取締役	16回／16回 (100%)
4	かさばら さとし 笠原 悟志 再任 社外	男性	1年	社外取締役	11回／11回 (100%)

(注) 笠原悟志氏については、2022年12月23日の就任以降の出席状況を記載しております。

<監査等委員でない取締役候補者>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
1	<p style="text-align: center;">はやし あきお 林 晃生 (1967年5月8日)</p>	<p>1986年6月 株式会社日本不動産学院 入社 1993年5月 有限会社東陽ホーム 設立 同社 代表取締役社長 1995年8月 旧株式会社バーンリペア 設立 同社 代表取締役社長 2001年3月 有限会社ハウスケア 設立 同社 取締役 2006年7月 株式会社ニッケン 代表取締役社長 2008年7月 株式会社ケーエスエム (後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルデクト) 代表取締役 2011年5月 株式会社バーングループ (後の旧株式会社バーンホールディングス) 代表取締役社長 株式会社BR (現株式会社バーンリペア) 代表取締役社長 2011年7月 株式会社TRAキャピタル (現株式会社TRA) 設立 同社 代表取締役社長 (現任) 2011年10月 株式会社バーンリペア (前株式会社BR) 取締役会長 株式会社ケーエスエム (後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルデクト) 取締役 株式会社ハウスボックス (現株式会社キャンディルデザイン) 取締役 2012年12月 株式会社TRAフードサービス 設立 同社 取締役 (現任) 2013年12月 株式会社バーンリペア 代表取締役会長 2015年3月 株式会社ア・フィック 取締役 2015年4月 株式会社バーンホールディングス (前株式会社BH、現当社) 代表取締役社長 2016年10月 当社 代表取締役会長 2016年12月 株式会社バーンリペア 取締役 2017年8月 当社 代表取締役会長兼社長 2017年9月 当社 代表取締役社長 (現任) 株式会社キャンディルデザイン 取締役 2020年11月 株式会社キャンディルパートナーズ 設立 同社 取締役 2021年12月 株式会社キャンディルデザイン 取締役</p>	1,972,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、現在、当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの創業者であり、経営者としてグループ事業に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、強いリーダーシップをもって、当社及びグループ会社の成長・発展に寄与しているため、引き続き監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
2	ふじわら いずみ 藤原 泉 (1963年9月13日)	<p>1986年12月 公文教育研究会松本支局にて教室開設（大手清水教室）</p> <p>1989年9月 株式会社日本組織マネジメント研究所 入社</p> <p>1996年1月 ヒラショー株式会社 入社</p> <p>2004年12月 旧株式会社バーンリペア 入社</p> <p>2011年10月 株式会社バーンリペア（前株式会社BR） 取締役（企画室 室長）</p> <p>2014年3月 同社 取締役（経営管理本部 本部長）</p> <p>2014年12月 旧株式会社バーンホールディングス 取締役</p> <p>2015年4月 株式会社バーンホールディングス（前株式会社BH、現当社） 取締役（管理本部長）</p> <p>2016年3月 株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 取締役</p> <p>2017年9月 株式会社バーンリペア 取締役（現任）</p> <p>2017年10月 当社 取締役（管理部門担当）</p> <p>2020年12月 当社 取締役（管理管掌）（現任）</p> <p>株式会社キャンディルテクト 取締役（現任）</p> <p>株式会社キャンディルデザイン 取締役（現任）</p> <p>2022年12月 株式会社キャンディルパートナーズ 取締役（現任）</p>	57,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、現在、当社の取締役（管理管掌）を務めております。当社グループの主要な部門での豊富な経験と見識を兼ね備えており、グループの経営管理に関する課題解決を推進しているため、引き続き監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
3	おおうら よしみつ 大浦 善光 (1954年7月8日)	1977年4月 野村証券株式会社 入社 2003年6月 同社 常務執行役 野村ホールディングス株式会社 執行役 2009年3月 株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社) 常務執行役員 同社 専務取締役 2013年4月 株式会社ウィズバリュー 代表取締役(現任) 2014年8月 株式会社アルバイトタイムス 社外取締役 2015年5月 株式会社MS-Japan 監査役 2015年6月 パーク24株式会社 社外取締役(現任) 2016年1月 株式会社MS-Japan 社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年6月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ウィズバリュー 代表取締役 パーク24株式会社 社外取締役 株式会社MS-Japan 社外取締役(監査等委員)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、現在、当社社外取締役を務めております。複数企業の経営に携わっており、豊富な経験と知見を活かした提言等を通して、取締役会等の実効性向上に貢献してきました。今後も他業界からの視点で幅広い意見・助言をいただけるものと期待して、引き続き監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。			
4	かさほら さとし 笠原 悟志 (1974年9月10日)	1999年10月 株式会社サカイ引越センター 入社 2022年10月 同社 執行役員(経営企画部 責任者) 2022年12月 当社 社外取締役(現任) 2023年10月 株式会社サカイ引越センター 執行役員(関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サカイ引越センター 執行役員(関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、現在、当社社外取締役を務めております。引越業界での経験と実績等から、当社グループの経営戦略や各事業戦略の策定その他の経営全般に実効性の高い意見・助言をいただいているため、引き続き監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 2011年10月1日に株式会社バーンリペアと株式会社BRが合併し、同日に存続会社の株式会社BRが商号を「株式会社バーンリペア」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンリペアについては「旧株式会社バーンリペア」で表記しております。
2. 2015年4月1日に株式会社バーンホールディングスと株式会社BHが合併し、同日に存続会社の株式会社BHが商号を「株式会社バーンホールディングス」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンホールディングスについては「旧株式会社バーンホールディングス」で表記しております。
3. 大浦善光氏及び笠原悟志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 大浦善光氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、再任をご承認いただいた場合は、引き続き東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。

5. 笠原悟志氏は当社の主要株主である株式会社サカイ引越センター執行役員（関東・関西法人部本部長兼経営企画部責任者）を務めており、同社と当社子会社の株式会社バーンリペア、株式会社キャンディルテクト、株式会社キャンディルデザイン及び株式会社キャンディルパートナーズとの間には、リペアサービス等の取引があります。他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、笠原悟志氏が所属している株式会社サカイ引越センターとの間で資本業務提携（当社の発行済株式総数の23.4%（議決権比率ベースでは27.3%を所有））を締結しており、同社は当社のその他の関係会社となります。
7. 当社は、大浦善光氏及び笠原悟志氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、両氏と当該契約を継続する予定です。
8. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
9. 大浦善光氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって6年3カ月となります。
10. 笠原悟志氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本取締役候補者は、当社指名・報酬委員会の答申に基づく候補者であり、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、全員社外取締役としての選任候補者であります。

候補者 番号	候補者氏名		性別	取締役 在任年数	現在の当社における 地位、担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	ふるかわ しずひこ 古川 静彦	再任 社外 独立	男性	2年	社外取締役 (常勤監査等委員)	16回／16回 (100%)	14回／14回 (100%)
2	つむら よしあき 津村 美昭	再任 社外 独立	男性	2年	社外取締役 (監査等委員)	16回／16回 (100%)	14回／14回 (100%)
3	とびまつ じゅんいち 飛松 純一	再任 社外 独立	男性	2年	社外取締役 (監査等委員)	16回／16回 (100%)	14回／14回 (100%)

<監査等委員である取締役候補者>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
1	ふるかわ しずひこ 古川 静彦 (1951年11月27日)	1975年4月 日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社） 入社 2004年4月 同社 監査部 部長 2006年4月 旧株式会社バーンリペア 監査役 2008年9月 株式会社ケーエスエム（後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルテクト） 監査役 2008年12月 株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 監査役 2011年5月 株式会社BR（現株式会社バーンリペア） 監査役 2011年10月 株式会社バーンリペア（前株式会社BR） 監査役 旧株式会社バーンホールディングス 監査役 2015年4月 株式会社バーンホールディングス（現当社） 監査役 株式会社バーンリペア 監査役（現任） 2015年12月 レイオンコンサルティング株式会社 監査役 2016年3月 株式会社スペック（現株式会社キャンディルテクト） 監査役 株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 監査役 株式会社ア・フィック 監査役 2017年12月 当社 常勤監査役 2018年3月 当社 常勤社外監査役 2020年11月 株式会社キャンディルパートナーズ 監査役（現任） 2021年12月 当社 社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	7,600株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上場企業での経理、子会社経営管理、内部監査等の豊富な業務経験と長年の監査役としての経験を有し、これまで社外取締役（常勤監査等委員）として財務会計、経営、法務、監査についての幅広い見識により有益なご意見や率直なご指摘を受けており、今後も監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の意思決定の健全性・適正性の確保と透明性に資する監査等委員会の監査が期待できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有 株式数
2	つむら よしあき 津村 美昭 (1974年2月4日)	1996年10月 2006年4月 2008年10月 2016年7月 2016年9月 2016年12月 2021年12月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 株式会社みずほ銀行 事業調査部 出向 大和証券株式会社 事業法人部 出向 株式会社イッカツ 監査役 監査法人フィールズ 代表社員（現任） 税理士法人フィールズ 代表社員（現任） 当社 社外監査役 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、これまで社外取締役（監査等委員）として企業会計等に関する豊富な知識と幅広い経験、ならびに企業監査の豊富な実績と高い見識に立った有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後も監査等委員である社外取締役の立場から専門的な知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけることを期待し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
3	とびまつ じゅんいち 飛松 純一 (1972年8月15日)	<p>1998年4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所） 弁護士</p> <p>2009年3月 株式会社アマナホールディングス（現株式会社アマナ） 社外監査役</p> <p>2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授</p> <p>2016年3月 AWP ジャパン株式会社 社外監査役</p> <p>2016年7月 飛松法律事務所（現外苑法律事務所） 弁護士（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社エーアイ 社外取締役（監査等委員）</p> <p>2017年9月 当社 社外監査役</p> <p>2018年6月 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2018年8月 エネクス・インフラ投資法人 監督役員（現任）</p> <p>2021年3月 株式会社アマナ 社外取締役（現任）</p> <p>2021年12月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年3月 ポケットーク株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 外苑法律事務所 弁護士 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社 社外取締役 エネクス・インフラ投資法人 監督役員 株式会社アマナ 社外取締役 ポケットーク株式会社 社外監査役</p>	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士の資格を有し、これまで社外取締役（監査等委員）として企業法務に関する豊富な知識と幅広い経験に基づく有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後も監査等委員である社外取締役の立場から専門的な知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけることを期待し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 2011年10月1日に株式会社バーンリペアと株式会社BRが合併し、同日に存続会社の株式会社BRが商号を「株式会社バーンリペア」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンリペアについては、「旧株式会社バーンリペア」で表記しております。
2. 2015年4月1日に株式会社バーンホールディングスと株式会社BHが合併し、同日に存続会社の株式会社BHが商号を「株式会社バーンホールディングス」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンホールディングスについては「旧株式会社バーンホールディングス」と表記しております。
3. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はなく、独立性に影響を与える事由はありません。
- (1) 古川静彦氏が監査役として兼任している株式会社は、いずれも当社の子会社であります。
- (2) 津村美昭氏は監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズの代表社員ですが、両法人と当社との間に顧問関係、取引実績はありません。
- (3) 飛松純一氏は外苑法律事務所のパートナーですが、同法律事務所と当社との間に顧問関係、取引実績はありません。
4. 古川静彦、津村美昭及び飛松純一の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 古川静彦、津村美昭及び飛松純一の各氏は、現在当社の社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、古川静彦、津村美昭及び飛松純一の各氏を、東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことが

- ら、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が監査等委員である取締役として選任された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。
7. 飛松純一氏が2009年3月から2021年3月まで社外監査役に就任し、2021年3月から社外取締役役に就任している株式会社アマナにおいて、2020年11月及び2023年5月、同社及び国内連結子会社で不適切な会計処理及び不適切な取引が行われた事実が判明いたしました。同氏は、それらの事実を事前に認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行うなど、その職務を適切に遂行しておりました。
 8. 当社は、古川静彦、津村美昭及び飛松純一の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合、各氏と当該契約を継続する予定であります。
 9. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】 本定時株主総会終了後の取締役のスキルマトリクス・所属の委員会（予定）

氏名	役職	指名・報酬 委員会	監査等 委員会	企業経営	建築業界 の知見	企画・ 戦略	財務・ 会計	人事・ 労務	法務・ コンプライアンス	リスク 管理	IT・ デジタル
林 晃 生	代表取締役	○		●	●	●	●		●		
藤 原 泉	取締役			●		●	●	●	●	●	●
大 浦 善光	社外取締役	○		●		●	●				
笠 原 悟志	社外取締役					●					●
古 川 静彦	社外取締役 (常勤監査等委員)		○				●		●	●	
津 村 美昭	社外取締役 (監査等委員)	○	○				●				
飛 松 純一	社外取締役 (監査等委員)	○	○						●		

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合等に備え、会社法第329条第3項ならびに当社定款第21条第2項の定めに基づき、補欠の監査等委員である取締役候補者2名の選任をお願いするものです。補欠の監査等委員である取締役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、その選任を取り消すことができるものとなります。

なお、大町美奈子氏は社外取締役である監査等委員の津村美昭氏及び飛松純一氏の補欠、松下文夫氏は古川静彦氏の補欠であり、選任された場合の決議の効力は定款第21条第3項の定めにより第12回定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本補欠の監査等委員である取締役候補者は、当社指名・報酬委員会の答申に基づく候補者であり、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

<補欠の監査等委員である取締役候補者>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有 株式数
1	おおまち み な こ 大町 美奈子 (1969年6月28日)	1992年4月 1995年10月 2007年8月 2015年7月 2017年11月	山一証券株式会社 入社 中央監査法人 入所 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 林会計事務所 入所（現任） 大町美奈子公認会計士事務所 設立 代表（現任） （重要な兼職の状況） 林会計事務所 大町美奈子公認会計士事務所 代表	0株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割】 同氏は、公認会計士として企業会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。</p>				

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有 株式数
2	まつした ふみお 松下 文夫 (1959年12月16日)	1983年 4 月	国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社	3,200株
		2011年 8 月	株式会社アビスト 入社 広報室長	
		2015年 4 月	七洋株式会社 常勤監査役	
		2015年 10月	株式会社バーンホールディングス（現当社） 入社	
		2016年 1 月	当社 人事総務部長	
		2017年 10月	当社 総務部長	
		2019年 10月	当社 執行役員（総務部長）（現任）	
<p>【補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、当社に入社以来、管理部門の要職を歴任し、2019年10月から当社執行役員（総務部長）を務めております。企業法務、労務管理等に関する豊富な知識及び業務経験を有することから、当社の経営に対する適切な監査が期待できるものと判断し、引き続き補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大町美奈子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大町美奈子氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。
4. 大町美奈子氏又は松下文夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大町美奈子氏又は松下文夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

以上

事業報告

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年10月1日～2023年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に位置づけられたことで一層社会活動の制限は緩和されてきており、概して個人消費マインドも持ち直しの動きが見受けられました。また円安や賃上げなどの影響による全体的な商品・サービスの価格上昇が続いており、インフレ傾向で推移いたしました。一方、実質賃金の継続的低下による足元での消費マインド停滞の兆しや、コスト上昇に見合った価格転嫁の実施割合が芳しくない現状など、経済下振れリスクを抱え、先行きの不透明な側面も見受けられました。

建設業界としては、慢性的な人手不足という課題に加え、2024年問題に向け人員体制の整備もしていく必要があり、人員確保のため各企業で賃上げや福利厚生充実など雇用環境改善の動きが高まっており、企業間での人材獲得競争は激しさを増しております。また円安進行や物価上昇に伴い資材価格も引き続き高騰しているといった厳しい状況下にあります。

他方、当社グループ事業に関係の深い住宅業界におきましては、国土交通省発表による2022年10月～2023年9月累計の新設住宅着工戸数は、戸建てが前年同期比90.8%、分譲マンションが前年同期比99.4%、住宅市場全体としては前年同期比96.5%と弱含みで推移いたしましたが、商環境に関しましては、インバウンド需要や個人消費が回復傾向で推移いたしました。

このような状況のもとで、当社グループは「世界に誇れる独創的建物サービスで社会と感動を分かち合う」という理念にもとづき、「全ての建物に“キャンディル”」というビジョンを実現すべく、持続的な事業の成長とさらなる企業価値の向上を目指して、激しく移り変わるお客様のニーズや時代の変化に寄り添いながら、2021年に新しく閣議決定されました「住生活基本計画」に沿ったサービスの拡充に取り組み、住宅関連・商業施設関連サービスの売上拡大に努めてまいりました。また、グループが保有する経営資源を有効活用し、経営の合理化・効率化を推進するため、2023年4月1日付けで当社の連結子会社間にて会社分割（吸収分割）を行い、株式会社キャンディルテクトの「リペアサービス」「住環境向け建築サービス」を、株式会社キャンディルデザインへ承継いたしました。事業の最適化に向

けて各種調整を行い、順調な滑り出しとなりました。

資材・エネルギー価格の高騰、人材獲得競争の激化などの厳しい経営環境の中、社会活動の緩やかな回復、また営業施策の奏功や業務提携効果により、当社グループのサービス提供機会は増加し、売上高は一段と回復傾向を示し、売上総利益の増加などにより営業利益は大幅に増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は12,309百万円（前年同期比109.2%）、営業利益は452百万円（前年同期比134.1%）、経常利益は441百万円（前年同期比145.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は224百万円（前年同期比212.8%）となりました。なお、当社では過去の組織再編及びM&Aの実施に伴い発生したのれん償却費を販売費及び一般管理費に192百万円計上しており、これを加えたのれん償却前経常利益は633百万円（前年同期比127.8%）、のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益は416百万円（前年同期比140.0%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は45百万円であり、ドローン購入費用、基幹システム改修等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特筆すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

建築業界においては、人口減少や技術者の高齢化、労働市場における需給バランスの崩れなどの影響もあり、今後の人手不足の深刻化が懸念されております。そして人々の生活スタイルは働き方改革やコロナ禍等を経て大きく変わってきており、オフィスや商業施設、住宅に対するニーズも日々変化しております。

商環境市場においては、インバウンド需要や国内旅行の増加、再開発や建物の老朽化による建て替え・メンテナンスの必要性により、需要は好調に推移すると見込んでおります。また住宅市場においては、新築市場は人口減少に伴う新設住宅着工戸数の減少により下降トレンドですが、一方で今ある建物を長く快適に住むために手直しするといったメンテナンス・リフォーム市場は堅調に推移すると見込まれます。

このように建物に対するニーズが大きく変化する中で、主力サービスを安定成長させながら、市場の需要拡大が見込まれる分野のサービスをしっかりと伸長できるように施工体制・経営基盤の強化に一層注力する必要があると認識しております。

具体的には、①「労働力の確保と早期戦力化」、②「アライアンスの推進」、③「人的資本経営の推進」の3点を重要課題として取り組んでまいります。

①「労働力の確保と早期戦力化」については、当社グループは労働集約型のビジネスモデルであり、人材は当社グループの事業にとってなくてはならない重要なファクターであると捉えております。採用環境は厳しくなっており、自社技術者の採用だけでなく社外の労働力の活用が必要不可欠であります。前期に引き続き、今後も自社技術者・協力業者の双方から労働力を確保することでサービス提供網の拡充を図り、自社技術者・協力業者を早期に戦力化できるよう教育体制を強化することで着実に市場の需要を取り込んでまいります。

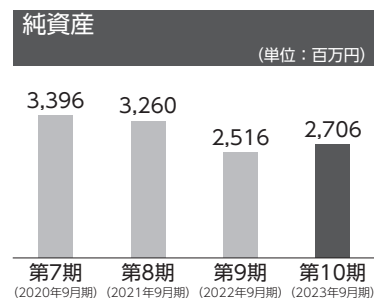
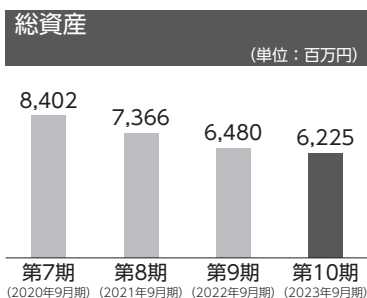
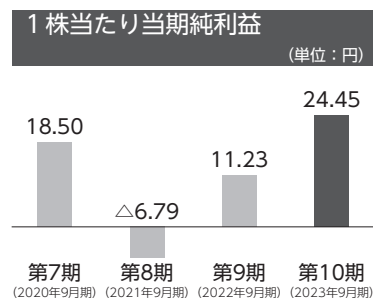
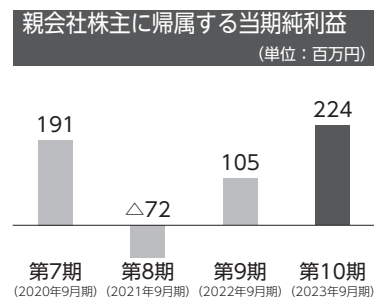
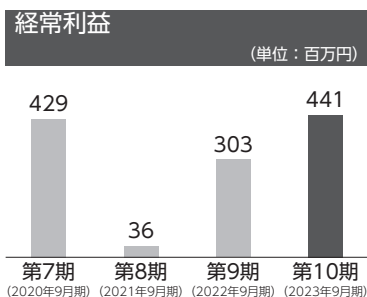
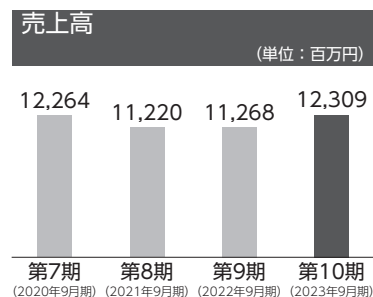
②「アライアンスの推進」については、これまでも様々な企業と業務提携に関するアライアンスを進め、受注機会の創出、相互送客の推進、提供サービスの多様化などを追求してまいりました。今後も広い視野で異業種を含む様々な業界とのシナジー効果を積極的に検討し、進めてまいります。

③「人的資本経営の推進」については、前述のとおり、当社グループは労働集約型のビジネスモデルであるため、新規の労働力を確保していただくだけではなく、既存の労働力を可能な限り維持し生産性を向上させていくことが非常に重要だと捉えております。前期は人事制度改定や年間休日の増加等による待遇改善の実施や教育・研修体制の強化を当社グループ全体で押し進めてまいりました。今後は、ワーク・ライフ・バランスの推進や、多様な人材の確保に向けた社内体制整備にも注力することで、長く働き続けられる組織風土の醸成の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年9月期 第7期	2021年9月期 第8期	2022年9月期 第9期	2023年9月期 第10期
売 上 高	12,264,654 千円	11,220,318 千円	11,268,815 千円	12,309,603 千円
経 常 利 益	429,775 千円	36,650 千円	303,700 千円	441,661 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	191,702 千円	△72,823 千円	105,540 千円	224,550 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	18.50 円	△6.79 円	11.23 円	24.45 円
総 資 産	8,402,589 千円	7,366,592 千円	6,480,398 千円	6,225,228 千円
純 資 産	3,396,252 千円	3,260,895 千円	2,516,850 千円	2,706,086 千円

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社バーンリペア	90,000 千円	100.0 %	リペアサービス 住環境向け建築サービス
株式会社キャンディルテクト	99,000 千円	100.0 %	商環境向け建築サービス
株式会社キャンディルデザイン	42,500 千円	100.0 %	リペアサービス 住環境向け建築サービス 商材販売
株式会社キャンディルパートナーズ	50,000 千円	100.0 %	抗ウイルス抗菌サービス

② 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

③ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

サービス区分	主なサービス内容
リペアサービス	・内外装建材や家具等に発生したキズのリペア
住環境向け建築サービス	・定期点検 ・小型修繕・各種施工・検査 ・リフィット（リコール対応） 等
商環境向け建築サービス	・内装工事 ・家具組立て ・揚重（荷揚げ） 等
商材販売	・リペア材料の輸入・販売 ・メンテナンス商材の輸入・販売 等
抗ウイルス抗菌サービス	・抗ウイルス抗菌光触媒コーティング 等

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区北山伏町1番11号

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社バーンリペア	東京センター（東京都中野区） ほか
株式会社キャンディルテクト	東京営業所（東京都江東区） ほか
株式会社キャンディルデザイン	大田事業所（東京都大田区） ほか
株式会社キャンディルパートナーズ	水天宮事務所（東京都中央区）

(9) 従業員の状況

① 連結グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
531名	1名増

(注) 従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、日々雇用、嘱託、顧問及び派遣社員）655名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
46名	1名増	43歳	5年

(注) 1. 従業員数には、当社子会社からの出向者が含まれております。

2. 従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）1名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	510,000 千円
株式会社三菱UFJ銀行	437,500 千円
株式会社みずほ銀行	415,013 千円
株式会社横浜銀行	200,000 千円
株式会社りそな銀行	175,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,734,200株
 (3) 株主数 14,047名
 (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社サカイ引越センター	2,521,200	27.38
林 晃生	1,972,300	21.42
大西 幸四郎	261,000	2.83
キャンディルグループ従業員持株会	206,845	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	171,600	1.86
玄々化学工業株式会社	113,200	1.22
佐藤 一雄	90,400	0.98
株式会社TRA	62,700	0.68
阿部 利成	59,000	0.64
藤本 剛徳	58,100	0.63

- (注) 1. 当社は、自己株式1,529,100株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 株式会社TRAは、保有株式310,800株 (3.37%) の内248,100株 (2.69%) を貸株として貸し出したことにより、当事業年度末日における保有株式数は62,700株となっておりますが、2023年10月2日に全貸株の返還を受けております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)	13,600株	3名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
林 晃生	代表取締役社長	株式会社TRA代表取締役社長 株式会社TRAフードサービス取締役
藤原 泉	取締役 (管理管掌)	株式会社バーンリペア取締役 株式会社キャンディルテクト取締役 株式会社キャンディルデザイン取締役 株式会社キャンディルパートナーズ取締役
肥後 宏治	取締役 (事業管掌)	株式会社バーンリペア取締役 株式会社キャンディルテクト取締役 株式会社キャンディルデザイン取締役 株式会社キャンディルパートナーズ取締役
大浦 善光	取締役	株式会社ウィズバリュー代表取締役 パーク24株式会社社外取締役 株式会社MS-Japan社外取締役 (監査等委員)
笠原 悟志	取締役	株式会社サカイ引越センター執行役員 (関東・関西法人本部部長兼経営企画部責任者)
古川 静彦	取締役 (常勤監査等委員)	株式会社バーンリペア監査役 株式会社キャンディルパートナーズ監査役
津村 美昭	取締役 (監査等委員)	監査法人フィールズ代表社員 税理士法人フィールズ代表社員
飛松 純一	取締役 (監査等委員)	外苑法律事務所弁護士 MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス 株式会社社外取締役 エネクス・インフラ投資法人監督役員 株式会社アマナ社外取締役 ポケットーク株式会社社外監査役

- (注) 1. 大浦善光氏、笠原悟志氏、古川静彦氏、津村美昭氏及び飛松純一氏は社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除きます。) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有に内部監査部門と監査等委員との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員津村美昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査等委員飛松純一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 当社は、大浦善光氏、古川静彦氏、津村美昭氏、飛松純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役大浦善光氏、取締役笠原悟志氏、取締役（常勤監査等委員）古川静彦氏、取締役（監査等委員）津村美昭氏、取締役（監査等委員）飛松純一氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、次に掲げる額の合計額となります。

- ① 当該役員がその在職中に会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ② 当該役員が会社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限ります。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社グループの取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役（監査等委員を除きます。） （うち社外取締役）	74,009 (4,500)	68,940 (4,500)	— —	5,069 —	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外役員）	12,600 (12,600)	12,600 (12,600)	— —	— —	3 (3)
合計 （うち社外役員）	86,609 (17,100)	81,540 (17,100)	— —	5,069 —	8 (5)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除きます。）の報酬等限度額は、2021年12月24日開催の定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内とし、使用人分給与及び賞与は含みません。）と決議いただいております。当該決議時の対象とされていた取締役の員数は4名（うち社外取

取締役1名)であります。また、これとは別枠で、業務執行取締役の譲渡制限付株式報酬限度額は、2021年12月24日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会時の業務執行取締役の員数は3名であります。

2. 取締役(監査等委員)の報酬等限度額は、2021年12月24日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該決議時の対象とされていた取締役(監査等委員)の員数は3名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

ii. 各報酬等の決定に関する方針等

取締役の報酬は、監査等委員である取締役については金銭報酬の基本報酬とし、監査等委員でない取締役については金銭報酬の基本報酬及び業績連動賞与と非金銭報酬の株式報酬で構成します。それぞれの額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針等は、以下のとおりとします。

イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(基本報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて世間の水準、当社の従業員の給与等の水準、経営状況及び各々の貢献度合いを総合的に勘案し、取締役会(監査等委員である取締役は監査等委員会)で決定するものとします。

ロ. 業績連動賞与に係る業績指標の内容及び当該業績連動賞与の額又は数の算定方法の決定に関する方針(業績連動賞与を与える時期又は条件の決定に関する方針を含

む。)

業績連動賞与は、短期業績との連動性を重視し、当該事業年度の連結営業利益の予算達成等一定の条件を満たすことを前提に、取締役会であらかじめ定めた額を賞与（事前確定届出給与）として、毎年一定の時期（定時株主総会終了後）に支給するものとします。

- ハ. 株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（株式報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、譲渡制限付株式とし、業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての目的を踏まえ、相当と考えられる金額として、年額4千万円以内とします。

各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定するものとします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。

対象取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位、職責及び株価等を勘案して決定することとし、付与の時期については、取締役の構成、インセンティブとしての目的及び経営状況等を総合的に勘案し、必要に応じて取締役会において決定するものとします。

- 二. 基本報酬の額、業績連動賞与の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、監査等委員でない取締役の報酬について、客観性及び透明性を確保するため、取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において、各事業年度の連結業績、会社の財政状況及び成長性ならびに企業価値の持続的向上を図るインセンティブとしての機能等を総合的に勘案し、報酬割合の妥当性について評価、検討を行うものとします。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、監査等委員でない取締役の個人報酬の内容を決定することとします。

- ホ. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が、各取締役の基本報酬の額の妥当性について、評価、検討を行ったうえで、取締役会が答申結果を尊重し、審議のうえ、決定することとします。また、株式報酬は、指

名・報酬委員会の答申結果を踏まえ、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議することとします。

監査等委員である取締役の個人別報酬については、監査等委員会において各取締役の基本報酬の額の妥当性について協議し、決定します。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の大浦善光氏は、株式会社ウィズバリューの代表取締役、パーク24株式会社の社外取締役、株式会社MS-Japanの社外取締役（監査等委員）を兼ねております。

当社と兼職先との間には特別の関係はございません。

社外取締役の笠原悟志氏は、株式会社サカイ引越センター 執行役員（関東・関西法人部部長兼経営企画部責任者）を兼ねております。

当社子会社の株式会社バーンリペア、株式会社キャンディルテクト、株式会社キャンディルデザイン及び株式会社キャンディルパートナーズと兼職先の間には、リペアサービス等の取引があります。

社外取締役（監査等委員）津村美昭氏は、監査法人フィールズの代表社員、税理士法人フィールズの代表社員を兼ねております。

当社と兼職先との間には特別の関係はございません。

社外取締役（監査等委員）の飛松純一氏は、外苑法律事務所の弁護士、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の社外取締役、エネクス・インフラ投資法人の監督役員、株式会社アマナの社外取締役、ポケットワーク株式会社の社外監査役を兼ねております。

当社と兼職先との間には特別の関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大浦 善光	当事業年度の就任中に開催された取締役会16回のうち16回出席しております。複数企業の経営に携わってきた豊富な経験と知見から、当社及び事業会社の経営や事業への助言や、業務遂行に対する適切な監督を行っております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	笠原 悟志	当事業年度の就任中に開催された取締役会11回のうち11回出席しております。豊富なマネジメント経験と幅広い知見から、当社及び事業会社の経営や事業への助言や、業務遂行に対する適切な監督を行っております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	古川 静彦	当事業年度の就任中に開催された取締役会16回のうち16回出席、監査等委員会14回のうち14回出席しております。上場企業の実務経験、内部監査及び業務監査などの監査経験と幅広い見地から、取締役会の意思決定の適正を確保するための助言を行っております。また、監査等委員会においては常勤監査等委員として、監査状況の報告及び取締役の職務執行にかかる事項等について適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	津村 美昭	当事業年度の就任中に開催された取締役会16回のうち16回出席、監査等委員会14回のうち14回出席しております。公認会計士としての専門的な見地から、意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言や、監査結果や取締役の職務執行にかかる事項等について適宜必要な助言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	飛松 純一	当事業年度の就任中に開催された取締役会16回のうち16回出席、監査等委員会14回のうち14回出席しております。弁護士としての専門的な知見から、当社の経営を理解したうえで事業リスクの回避、コンプライアンス遵守のための助言を適宜行っており、中立的・客観的な観点から監査を行っております。

(注) 笠原悟志氏については、2022年12月23日の就任以降の出席状況を記載しております。

(イ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査等委員会が同意した理由
39,800千円

当社監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は監査契約の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適正であると判断したためであります。

当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
39,800千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、当社監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の方針に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- i. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ・取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - ・取締役は、他の取締役と情報を共有し、相互に業務執行の監督を行う。
 - ・取締役は、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）が監査等委員会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- ii. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - ・社内関連規程は、必要に応じて適時見直しを行う。
- iii. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・代表取締役社長は、リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ・リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等の社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止等の対応を定める。
- iv. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ・取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- v. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は取締役（事業管掌）及び社長室長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- vi. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くように求めることができる。
 - ・ 当該使用人は、監査等委員会を補助すべき期間中は監査等委員会の指揮を受けるものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けない。
- vii. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ・ 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議における決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査等委員に報告する。
 - ・ 上記の報告をした者は、報告したことを理由としていかなる不利益も受けることがないものとする。
- viii. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員がその職務の執行について前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当社監査等委員の職務に必要なでないことを証明したときを除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ix. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ・ 監査等委員は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求める。
- x. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 代表取締役社長は、取締役（管理管掌）をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進、維持する。
 - ・ 万が一、コンプライアンスに反する事態が発生した場合は、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - ・ 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるようにコンプライアンス規程を定める。
 - ・ 当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路のほか

か、直接相談できる社内外相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

xi. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定めるとともに、財務報告に係る内部統制規程を制定し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

xii. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・当社は、反社会的勢力の団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、以下の具体的な取り組みを行っております。

i. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、監査等委員である社外取締役3名及び監査等委員でない社外取締役2名を含む取締役8名で構成しております。

ii. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

iii. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき、原則リスク管理委員会を3か月に1回、定期的に開催し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行っております。また、内部監査におきましては、業務監査の実施項目及び実施方法を検討し、内部監査の質的向上に努めております。

iv. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は16回開催し、機動的な意思決定を行っております。また、稟議決裁制度を電子化し、迅速・効率的な管理体制を構築しております。

v. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の代表取締役社長を兼任する執行役員が、毎月の定時取締役会において子会社における業務執行の状況について報告するとともに、社長室がグループ全体のモニタリングを行い、グループ全体としての業務の適正を確保しております。

vi. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員の職務を補助する使用人を2名置き、監査等委員の指揮により職務の補助

を行っております。

- vii. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・各監査等委員が当社及び子会社の取締役会に出席しているほか、常勤の監査等委員が経営会議に出席し、重要な決定事項に関する報告を受けるとともに、取締役及び使用人から適宜、重要事項の報告を受けております。
- viii. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員が適切に職務の執行できるよう、迅速かつ適切に処理を行うようにしております。
- ix. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員は、監査等委員監査の実効性を確保するため、代表取締役社長との意見交換に加え、会計監査人及び内部監査担当との連携による情報の共有を図っております。
- x. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社では、業務上の報告経路のほか、内部通報制度を導入しております。グループ共通の内部通報窓口として顧問弁護士及び取締役（管理管掌）を配置するとともに、グループ各社で男女各1名の通報窓口を配置し、コンプライアンス違反やその恐れがある場合に事態の迅速な把握と是正ができるような体制を構築しております。
- xi. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・内部監査室が主管部署となり、財務報告に係る内部統制に係る全社統制、各業務プロセスの統制について、その運用状況の評価を行い、信頼性を確保しております。
- xii. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - ・総務部を主管部署とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、取引先との契約における暴力団排除条項の定め、取引開始前の属性チェックなどを徹底し、反社会的勢力との取引排除に向けた取り組みを行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識し、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性を高めて継続的に行うことを基本方針としております。また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めが

ある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨及び取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う方針であります。

上記方針に従い、2023年5月15日開催の取締役会において、1株当たり3円の間配当を実施することを決議し、2023年11月22日開催の取締役会において、1株当たり3円の期末配当を実施することを決議しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,662,290	流動負債	2,782,480
現金及び預金	1,616,235	買掛金	450,573
受取手形及び売掛金	1,726,066	短期借入金	300,000
商品及び製品	127,069	1年内返済予定の長期借入金	709,996
原材料及び貯蔵品	34,063	リース債務	754
その他	163,274	未払法人税等	113,727
貸倒引当金	△4,420	未払消費税等	121,849
固定資産	2,562,938	賞与引当金	122,735
有形固定資産	60,852	未払費用	589,083
建物及び構築物	71,726	その他	373,760
機械装置及び運搬具	9,700	固定負債	736,661
工具、器具及び備品	89,015	長期借入金	727,517
リース資産	3,371	リース債務	444
減価償却累計額	△112,962	その他	8,700
無形固定資産	2,227,037	負債合計	3,519,141
ソフトウェア	110,605	(純資産の部)	
のれん	2,114,460	株主資本	2,706,086
その他	1,970	資本金	561,787
投資その他の資産	275,048	資本剰余金	2,280,954
投資有価証券	45,962	利益剰余金	637,069
敷金及び保証金	61,729	自己株式	△773,724
繰延税金資産	96,629		
その他	74,632		
貸倒引当金	△3,904	純資産合計	2,706,086
資産合計	6,225,228	負債・純資産合計	6,225,228

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年10月 1 日から)
(2023年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,309,603
売上原価		7,868,598
売上総利益		4,441,005
販売費及び一般管理費		3,988,640
営業利益		452,365
営業外収益		
受取利息	72	
助成金収入	924	
受取保険金	4,164	
固定資産売却益	2,396	
その他	3,227	10,784
営業外費用		
支払利息	13,222	
障害者雇用納付金	1,675	
固定資産除却損	5,924	
その他	665	21,487
経常利益		441,661
税金等調整前当期純利益		441,661
法人税、住民税及び事業税	218,970	
法人税等調整額	△1,859	217,110
当期純利益		224,550
親会社株主に帰属する当期純利益		224,550

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2022年10月1日残高	561,787	2,281,887	467,596	△794,420
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	△55,077	－
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	－	△260	－	14,623
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	－	△672	－	6,072
親会社株主に 帰属する当期純利益	－	－	224,550	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△932	169,473	20,695
2023年9月30日残高	561,787	2,280,954	637,069	△773,724

(単位：千円)

	株 主 資 本	純資産合計
	株主資本合計	
2022年10月1日残高	2,516,850	2,516,850
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当	△55,077	△55,077
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	14,363	14,363
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	5,400	5,400
親会社株主に 帰属する当期純利益	224,550	224,550
連結会計年度中の変動額合計	189,236	189,236
2023年9月30日残高	2,706,086	2,706,086

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社バーンリペア 株式会社キャンディルテクト 株式会社キャンディルデザイン 株式会社キャンディルパートナーズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

通常の販売目的で保有… 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

する棚卸資産

商品及び製品 … 移動平均法

原材料及び貯蔵品 … 主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 … 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除きます。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～25年

機械装置及び運搬具 6～15年

工具、器具及び備品 2～20年

- ② 無形固定資産 … 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては社内における（リース資産を除きます）利用可能期間（5年間））

- ③ リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 … 売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 … 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担するべき額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を設定し、定額法により償却をしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社グループは建築サービス関連事業において、リペアサービス、住環境向け建築サービス、商環境向け建築サービス、商材販売及び抗ウイルス抗菌サービスを行っております。

リペアサービス、住環境向け建築サービス、商環境向け建築サービス及び抗ウイルス抗菌サービスは主として請負契約に基づき行われ、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、住環境向け建築サービスに含まれる、設備保証サービスについては顧客との契約に基づくサービス提供期間にわたって履行義務が充足されることから、顧客より一括に收受した保証料を保証期間にわたって均等に配分し、収益を認識しております。商材販売については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,114,460千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんを含む資産グループは、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判断することとし、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしております。なお、当連結会計年度においては、のれんを含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが当該のれんの残存償却期間において、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各社における過去実績の分析や外部環境予測等による売上高成長率を踏まえて作成した事業予算を基礎としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損損失の認識が必要とされた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、本契約には、連結貸借対照表の純資産の部の金額や連結損益計算書の経常利益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されています。

当座貸越限度額	650,000千円
及び貸出コミットメントの総額	
借入実行残高	300,000千円
<hr/>	
差引額	350,000千円

2. 受取手形裏書譲渡高 1,146千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,734,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	27,492	3.00	2022年9月30日	2022年12月26日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	27,585	3.00	2023年3月31日	2023年6月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月22日 取締役会	普通株式	利益剰余金	27,615	3.00	2023年9月30日	2023年12月25日

3. 当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式数

普通株式 145,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に建設関連サービスに係る事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、時価のないものについては発行会社の純資産変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※2）	1,437,513	1,437,513	-

（※1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（※3）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	42,007

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,437,513	—	1,437,513
負債計	—	1,437,513	—	1,437,513

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

負債

長期借入金 (1年以内返済予定を含みます。)

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	建築サービス関連事業
サービス別	
リペアサービス	4,338,797
住環境向け建築サービス	3,014,409
商環境向け建築サービス	3,862,558
商材販売	639,890
抗ウイルス抗菌サービス	453,946
顧客との契約から生じる収益	12,309,603
その他の収益	—
外部顧客への売上高	12,309,603

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4.会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	98,898
売掛金	1,456,764
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	93,288
売掛金	1,632,778
契約負債 (期首残高)	86,512
契約負債 (期末残高)	139,578

契約負債は、主にリペアサービス、住環境向け建築サービス、商環境向け建築サービス及び抗ウイルス抗菌サービスにおける顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、46,068千円であります。契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債「その他」に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
設備保証サービス	11,610	41,662	39,112	92,385

表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において実務上の便法を適用し、記載を省略していた残存履行義務に配分した取引価格については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	293円98銭
1 株当たり当期純利益	24円45銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	791,318	流動負債	1,182,647
現金及び預金	596,910	短期借入金	300,000
営業未収入金	102,454	1年内返済予定の長期借入金	709,996
前払費用	29,058	未払金	20,499
短期貸付金	50,212	未払費用	75,432
その他	12,682	未払法人税等	44,089
固定資産	3,513,548	未払消費税等	14,411
有形固定資産	25,314	賞与引当金	11,936
建物	15,078	その他	6,281
車両運搬具	7,095	固定負債	727,517
工具器具備品	3,140	長期借入金	727,517
無形固定資産	1,855,611	負債合計	1,910,164
ソフトウェア	13,322	(純資産の部)	
のれん	1,842,139	株主資本	2,394,702
その他	150	資本金	561,787
投資その他の資産	1,632,621	資本剰余金	2,280,954
投資有価証券	45,962	資本準備金	871,787
関係会社株式	1,550,430	その他資本剰余金	1,409,167
繰延税金資産	14,924	利益剰余金	325,684
敷金保証金	17,707	その他利益剰余金	325,684
その他	3,597	繰越利益剰余金	325,684
		自己株式	△773,724
		純資産合計	2,394,702
資産合計	4,304,866	負債・純資産合計	4,304,866

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,164,270
営業費用		947,477
営業利益		216,792
営業外収益		
受取利息	756	
固定資産売却益	2,396	
その他	511	3,663
営業外費用		
支払利息	13,202	
固定資産除却損	3,190	16,393
経常利益		204,063
税引前当期純利益		204,063
法人税、住民税及び事業税	85,211	
法人税等調整額	△2,520	82,691
当期純利益		121,371

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022年10月1日残高	561,787	871,787	1,410,100	2,281,887
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	-	-	△260	△260
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	-	-	△672	△672
当期純利益	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△932	△932
2023年9月30日残高	561,787	871,787	1,409,167	2,280,954

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2022年10月1日残高	259,391	259,391	△794,420	2,308,645	2,308,645
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△55,077	△55,077	-	△55,077	△55,077
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	-	-	14,623	14,363	14,363
自己株式の処分 (新株予約権の行使)	-	-	6,072	5,400	5,400
当期純利益	121,371	121,371	-	121,371	121,371
事業年度中の変動額合計	66,293	66,293	20,695	86,057	86,057
2023年9月30日残高	325,684	325,684	△773,724	2,394,702	2,394,702

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等…移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…主に定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除きます。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	9～17年
車両運搬具	6年
工具器具備品	2～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア…自社利用のものは社内における見積可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

のれん…投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金…従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務に係る収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 1,842,139千円

(2) 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

のれんを含む資産グループは、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判断することとし、判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識することとしております。なお、当事業年度においては、のれんを含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが当該のれんの残存償却期間において、のれんを含む資産グループの帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、各社における過去実績の分析や外部環境予測等による売上高成長率を踏まえて作成した事業予算を基礎としております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損損失の認識が必要とされた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	35,102千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	164,484千円
子会社に対する短期貸付金	50,000千円
貸付金以外の短期金銭債権	114,484千円
短期金銭債務	119千円
子会社に対する未払金	119千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

1,230,653千円

営業取引以外の取引高

740千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

1,529,100株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因の主な内訳

繰延税金資産

賞与引当金

3,654千円

未払事業税

4,301千円

未払事業所税

439千円

敷金保証金（資産除去債務）

2,001千円

組織再編に伴う関係会社株式

75,850千円

その他

4,527千円

繰延税金資産小計

90,774千円

評価性引当額

△75,850千円

繰延税金資産合計

14,924千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)バーンリペア	100% (0%)	役員 3名	・事業会 社の管 理業務 の受託	業務委託費の 受取 (注) 2 の (1)	509,700	営業未収入金	57,838
					受取配当金	160,000		
					債務被保証 (注) 3	852,513		
子会社	(株)キャンディ ルデザイン	100% (0%)	役員 2名	・事業会 社の管 理業務 の受託 ・資金の 貸付	業務委託費の 受取 (注) 2 の (1)	113,100	営業未収入金	21,450
					短期貸付金の 回収 (注) 2 の (2)	10,000		
					利息の受取 (注) 2 の (2)	16		
					債務被保証 (注) 3	852,513		

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	(株)キャンディ ルテクト	100% (0%)	役員 2名	・事業会 社の管 理業務 の受託 ・資金の 貸付	業務委託費の 受取 (注) 2 の (1)	353,430	営業未収入金	23,166
					短期貸付金の 回収 (注) 2 の (2)	50,000	短期貸付金	50,000
					利息の受取 (注) 2 の (2)	724		
					債務被保証 (注) 3	852,513		
子会社	(株)キャンディ ルパートナーズ	100% (0%)	役員 3名	・事業会 社の管 理業務 の受託	業務委託費の 受取 (注) 2 の (1)	28,040		
					債務被保証 (注) 3	437,500		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記「取引金額」には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 各子会社の業務委託費については、各子会社における費用等を勘案して決定しております。

(2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

3. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当社役員

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	260円15銭
1 株当たり当期純利益	13円21銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社キャンディル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	居	伸	浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	木	康	弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャンディルの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンディル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月22日

株式会社キャンディル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 木 康 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンディルの2022年10月1日から2023年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月22日

株式会社キャンディル 監査等委員会

常勤監査等委員 古川 静彦[㊟]

監査等委員 津村 美昭[㊟]

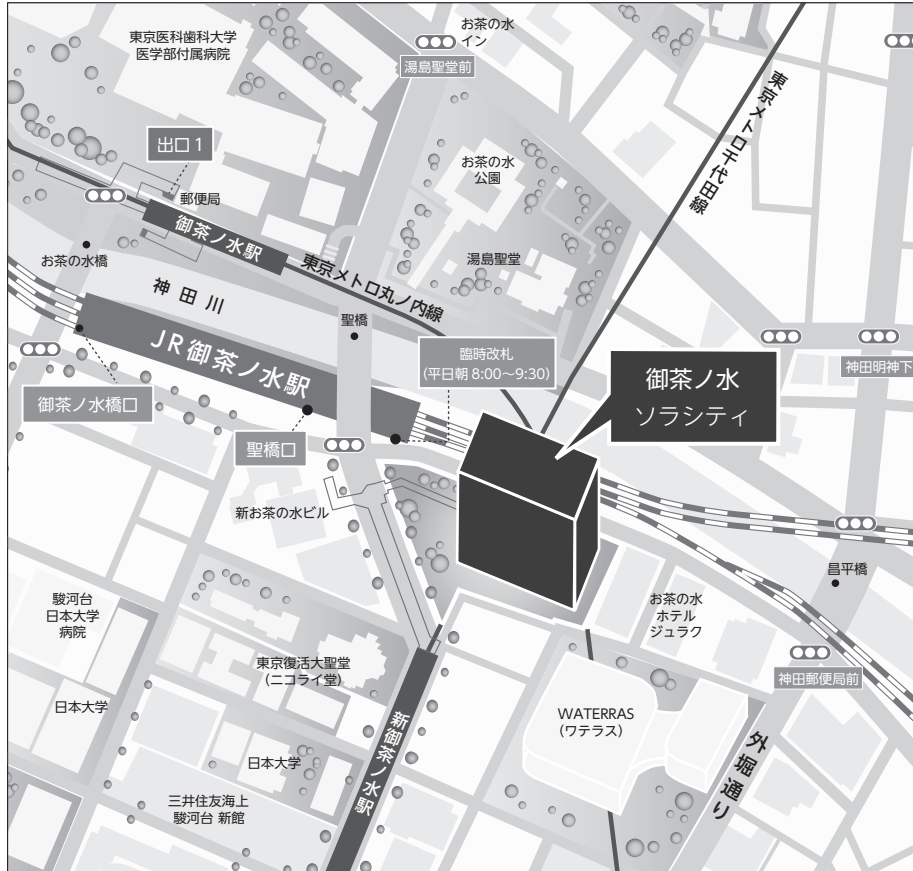
監査等委員 飛松 純一[㊟]

(注) 常勤監査等委員古川静彦、監査等委員津村美昭及び飛松純一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

<会場> 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ
ソラシティカンファレンスセンター 1階 Room B



<最寄駅> 御茶ノ水駅
新御茶ノ水駅
御茶ノ水駅

JR総武線・中央線
東京メトロ千代田線
東京メトロ丸ノ内線

聖橋口から徒歩1分
B2出口直結
出口1から徒歩4分